

様式4 - (2)

(指定医療機関の指定をしないこととした場合)

大阪保第 号
年 月 日

様

大阪市長 印

児童福祉法第19条の9第1項の規定による
指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について

標記に関し、 年 月 日付けの指定の申請については、申請内容を審査した結果、指定しないこととしたので了知されたい。

名 称	理 由

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に大阪市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。